

新聞折込広告基準

つぎのような折込広告は取り扱いができませんのでご注意ください。

- 1) 広告主名、事業所名、所在地、一般固定電話等の記載がなく、責任の所在がはっきりしないもの。
- 2) 関係法律に違反、または違反の疑いがあるもの。(例えば景品表示法、薬事法、医療法、食品衛生法、宅地建物取引業法等)
- 3) 虚偽、誇大な表現で誤認や不利益を与えるおそれがあるもの。
- 4) 非科学的なもの、および迷信に類するもので惑わすおそれがあるもの。
- 5) 係争中のもの。反社会的、および非道徳的なもの。
- 6) 表現が露骨で不快感を与えるもの。また、せん情的な内容等で青少年に有害とみなされるもの。
- 7) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。また不当な商法とみなされるもの。
- 8) 著作権、肖像権、および商標権を侵害するおそれがあるもの。
- 9) 他の名誉を傷つけかねない主義、主張、あるいは批判、中傷した内容のもの。また人権を侵害するおそれがあるもの。
- 10) 意見広告とみなされるもの。
- 11) 抽選券、金券、およびクーポン広告規制に適合しないもの。
- 12) 貸金業の広告で、関係法で定められた必要事項(登録番号、利率、返済内容等)の明記がないもの。また貸付限度額が50万円を超えるもの。
- 13) 公選法違反(事前運動等)の疑いがあるもの。
- 14) 新聞販売センターの業務に支障をきたすような変形チラシまたは変形折りのもの。
- 15) 求人チラシは、関係法で定められた必要事項(雇用主名、仕事内容、勤務条件、身分、給与、応募資格等)の明記がないもの。
- 16) 弊社および販売センターの営業活動に支障をきたしたり、不利益になると判断されるもの。
- 17) その他、弊社が新聞折込として適当でないと判断したもの。